

# 第6号 旅 費 規 程

関東信越税理士会新潟県支部連合会

昭和57年11月15日 改正

昭和60年7月1日 改正

平成元年4月1日 改正

平成7年9月12日 改正

平成12年6月13日 改正

平成20年6月13日 改正

平成21年12月18日 改正

平成22年12月17日 改正

**第1条** 関東信越税理士会新潟県支部連合会（以下、県連という）の役員、顧問、部・委員会並びにこれに準ずるものが、県連の会議（総会を除く）又は用務のために出張する場合に支給する旅費は本規程の定めるところによる。

**第2条** 鉄道運賃は出張者の事務所所在地の最寄りの駅から会議開催地の最寄りの駅までの路線を別表の区分に応じて支給する。

**第3条** 会長が特別の事情があると認めるときは、前条の規定に関わらず別に支給することが出来る。

（別 表）

	会議開催地	100 km未満	100 km以上	備 考
乗 車 賃	—	普通料金	普通料金	
急行料金	—	急行料金	特別急行料金	新幹線料金適用
諸 費 (タクシー等)	5,000 円	5,000 円	5,000 円	
宿 泊 費	—	18,000 円	18,000 円	
船 賃	—	1 等	1 等	ジェットfoil 料金適用

## 第1条の解釈について（平成8年3月28日 常務理事会承認）

役員が、その選任前及び選任後、就任までの期間において、県連の会議又は用務のために出張する場合の旅費については、旅費規程第1条の「…これに準ずる者」に該当するものとして、その事実が生じた事業年度の旅費として支給するのが妥当である。

## 第2条の解釈について（平成22年12月17日 理事会承認）

鉄道運賃については割引料金路線（S切符・えちご往復切符）がある場合には、これを適用する。